

決算審査特別委員会記録

<歳入、総務部、警察本部>

開催日時 令和3年10月12日(火) 10:04~11:40

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

清水 勉 委員長

川口 延良 副委員長

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

乾 浩之 委員

阪口 保 委員

岩田 国夫 委員

小林 照代 委員

藤野 良次 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

湯山 総務部長

藤井 南部東部振興監

杉中 危機管理監

大橋 警察本部長

芝池 会計管理者(会計局長) ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第 92号 令和2年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の
処分及び決算の認定について

議第 93号 令和2年度奈良県流域下水道事業費特別会計剰余金の処
分及び決算の認定について

議第101号 令和2年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第 29号 令和2年度奈良県内部統制評価の報告について

報第 30号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○清水委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、歳入、総務部及び警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があればご発言を願います。

なお、理事者の皆さんにおかれましては、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

また、ご承知のとおり、インターネット中継もされておりますので、マイクをできるだけ近づけてご答弁いただきますようお願いをいたします。

それでは、ご発言をお願いいたします。

○樋口委員 それでは、私からは4点質問をさせていただきます。

令和2年度主要施策の成果に関する報告書22ページ、避難所環境整備事業については、備蓄品の整備も含めての話だということですが、避難所の環境ということと考えますと、避難所の電力供給は今非常に大事だろうと考えます。スマホの充電は情報を獲得するための必須事項になっていることもありますし、県としては市町村へのバックアップのための備蓄倉庫ということであるかと思いますが、この備蓄品の中に今、発電機は含まれているのかどうか。この点について、まず確認させてください。

○中野防災統括室長 県での発電機の備蓄は、今のところございません。

○樋口委員 恐らく市町村が主体となってここを整備することになると思うのですが、一方で、所管が替わりますが、奈良県エネルギービジョンの中に避難所の非常用電源の設置ということが目標として掲げられており、令和2年度末で662か所、全体の55.9%の整備が終わったという報告も受けています。この非常用電源は、各市町村の仕事ですが、各避難所にどの程度の配備、あるいはその電源供給の方法としてどの程度賄えばよいと県としては判断しているのか、この点についてお伺いします。

○中野防災統括室長 奈良県エネルギービジョンについては、環境政策課の所管のビジョンですが、樋口委員おっしゃったとおり、令和3年3月時点で半分以上の55.9%の避難所に設置されているものです。それ以外にも市町村においては備蓄として小型発電機を合計1,078基有しており、指定避難所は県内で現在1,120か所ですので、それと併せて考えますと、これが足りているかいないかという判断について、県としてなかなか言いにくいところではあるのですが、合計ということ言うと、ある意味で充足している

と見ることもできるのではないかと考えております。

○樋口委員 現状では一応、避難所の数に見合うだけの備蓄としての非常用電源はそれぞれ持っておられるということのようですが、ただ、ここで昨今、新型コロナウイルス感染対策の関係で分散避難みたいな話があったり、あるいは市町村によっては、恐らくこの避難所は指定避難所がベースになっていると思うので、一時避難所的なところに避難される方もいらっしゃる、市町村によっていろいろ避難の仕方の見直しがかげられつつあり、あるいはこれから見直されていくかと思うのですが、そこに対して、そういう見直しがかかってきたときに、それぞれの電源供給をどうしていくのか。この辺りの答えをそろそろ考えていかないといけないのではないかと思うのです。その辺り、市町村でそれぞれ考えてくださいということなのかもしれませんが、県として、ではそこをどうバックアップするかということも含めて、いろいろご検討いただきたいと思うのです。

それと、そういうことを考えていったときに、今、環境政策課で非常用電源の設備を置くところに対しての補助をしていますが、同様に、どういう方法で電源供給していくかということに対して、県がどうバックアップするかについては、またセクションが替わる話になってくるわけです。そのことを考えると、全庁的な取組ということで、横の連携も取りながら、やるべきことをきっちりやっていただくことが必要になってくるかと思しますので、まずは市町村の動き、電源供給はどうなっていて、どういう方法でやっていくかというところを捕捉していく。その上で、県としての役割はどこにあるのか、セクションが替わるのであれば、そこにどういうことを求めていくのか。この辺りに、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

2点目、南部・東部の振興について、令和2年度主要施策の成果に関する報告書の16ページから19ページにかけて、いろいろと取組を書かれているのですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、特に南部・東部に関しては交流人口あるいは関係人口の増を目指してこれまでも取組を進めてこられたかと思えますし、非常に影響があったのではないかと思います。特にその観光誘客とか、あるいは移住・定住促進のためのプロモーションイベントなどについて、コロナ禍での影響、あるいはそれに向けての対応はどのように行われてきたか、まずはお聞かせいただけますでしょうか。

○丸岡奥大和移住・交流推進室長 まず、新型コロナウイルス感染拡大の影響として、昨年度は南部・東部地域において地域の特色を生かしたイベント「K o b o T r a i l」の中止、それから「えんがわ音楽祭」の規模縮小をはじめ、東京、大阪などの都市圏での関

係人口創出イベントが実施できませんでした。

一方で、コロナ禍でも実施できるものとして、新たに奥大和の大自然を舞台にした芸術祭「MIND TRAIL 奥大和 心のなかの美術館」を吉野町、天川村、曾爾村で開催いたしました。また、都市部でのイベント開催に代え、新しい視点から奥大和の魅力を引き出すような動画「奥大和で会いましょう」の制作、配信や、例年、奈良市ならまちセンターで開催している「奥大和フェス」という関係人口創出のイベントをオンライントークセッションに変更するなど、コロナ禍での効果的な関係人口創出として動画配信、オンラインイベントなどを全国に向けて発信したところです。

○樋口委員 いろいろと切り替えながら進めておられるということですが、特にその動画配信はどの程度の視聴があったのか。これまでは人を寄せてやっておられたと思うのですが、動画配信すると、見られる方が増えるということはよく聞くのですが、その辺りの数字はつかんでおられますか。

○丸岡奥大和移住・交流推進室長 先ほどご説明した動画「奥大和で会いましょう」につきましては、リーチ数が2,339。それから関係人口のイベント「奥大和フェス」のオンライントークセッションのリーチ数が2,304ということで、リアルに開催するよりもかなり多くの人にリーチできているという状況です。

○樋口委員 オンラインの可能性はこれで見えてきて、いろいろまた考えておられるかとは思いますが、一方で対面の強みはあると思いますし、特に住んでもらうとか、何度も足を運んでもらうということになりますと、やはり人間関係をつくっていくというようなところで、どうしてもリアルな体験や対面での交流は必須になってくるので、恐らくそのPR用のバーチャルなところの話と、コミュニケーションをつくるリアルな関係づくりということを併用しながら、これから進めていかれるのだろうと期待していますし、次年度に向けてその辺どういう方法で進めていくのかということについては、ぜひ突き詰めて考えていただいて、何か新しい形を生み出していきたいということで、期待を申し上げます。

3点目、同じく南部・東部の関係で、令和2年度主要施策の成果に関する報告書19ページ、コミュニティーナース育成事業についてです。これまでもコミュニティーナースの可能性についていろいろ感じながら発言もさせていただいてきていますが、これまでの養成講座、スキルアップ講座の開催の状況や参加者数、あるいはそれを踏まえてのコミュニティーナースの配置の状況といったことについて、まず実績をお聞かせいただけますでし

ようか。

○丸岡奥大和移住・交流推進室長 コミュニティーナースについて、まず南部・東部地域における配置状況についてご説明します。南部・東部地域においては五條市、御所市、山添村、大淀町、天川村、十津川村、川上村におきまして、計7名が自治体職員、あるいは地域おこし協力隊、あるいは法人を設立するなどしてコミュニティーナース活動をしております。

これまでの講座の実績については、地域に導入するコミュニティーナースの確保に向けた取組として、コミュニティーナースの人材の育成、確保に取り組んでおり、段階に応じて事業を実施しているところで、まずはコミュニティーナースの活動の周知、普及のための基礎講座を昨年度から実施しまして、25名が受講しております。そして、次の段階としてスキルを習得するための養成講座につきましては、平成30年度より実施しており、これまでに21名が受講しております。

それから、さらにスタートアップですとか、持続的な活動を目的としたステップアップ講座というのも昨年度から実施しており、12名が受講しております。

○樋口委員 入り口に立つ講座として25名で、ステップアップしていくための講座として12人ということで、実際に中へ入っていかれる準備段階での講座の受講生としては、ダブルカウントもあるのかもしれませんが、一応足し算すると37名になるのですが、そのうち配置が7名。講座を受けた人だけが配置ということではなかったかと思うのですが、いずれにしても講座を受けたものの、まだ地元に入れていない人たちがいらっしゃるということで、そういった方々の実際活動されていない理由や、どこにネック、問題点があるのかというようなことについては、追跡調査というのか、意向調査的なことはされているのでしょうか。

○丸岡奥大和移住・交流推進室長 これまでに受講された方で、まだ活動されていない方の意見のアンケートは取っており、まず、なぜ活動できないのかについては、活動に妨げを感じているというお答えをされた方が8名いらっしゃいました。その内訳としては、新型コロナウイルスの影響で、今は活動を自粛したいという方が3名、コミュニティーナース活動についての周りの理解不足を課題に感じている方が2名、確立した収入に対する不安が2名、経理関係の知識不足が1名、それから、現在、自分で活動できるようなモチベーションが不足している状況の方が1名という状況になっています。これは複数回答がありますので、重複しております。

○樋口委員 分かりました。

コロナ禍ということであれば、それが過ぎればまた動きが出てくるかとも思いますし、周辺の理解などになると、個人的な話でなかなか難しいかと思うのですが、収入不安あるいは経理のスキルに不安があるというような話になると、自立的に地域に入って、要は自分で事業を起こしながら活動していくということがベースにあったと思うのですが、先ほど職員として活動するという話はあったので、そういう雇入れがあれば、解消される話でしょう。

そういう志向の方にはそういう手当てをしていくことが、解決策の一つになってくるし、自前で事業として、事業を起こして入っていく、あるいは会社、法人をつくって入っていくようなことになると、そのフォローはどういう形でできるのか。経理の講習をするだけでいいのか、あるいはそういうことと束ねて事務作業をやってくれるような支援団体的なものをこしらえるなど、やり方のバリエーションはいろいろあると思うのです。

それぞれのお困りのことにどういうもの、どういう仕組みをつくっていけば、そこが実際の活動につながっていくのかについては、いろいろと検討課題があると思いますし、実際、私も先ほども申しましたように、非常に期待している部分があって、これは大都市の住宅地などでも十分、応用可能な事業だと思いますし、中山間でやる時、あるいは都市部でやる時にどういうバックアップをしていけば実際の活動につながっていくのかということは何もいろいろ考えていただいて、南部・東部なので、都市部の話はまた違うセクションで考えてもらわないといけないとは思いますが、そこはいろいろと考えていただきたい。

先ほどのご回答では、8名ということでしたが、では、それ以外の方は、どういう思いなのかということもありますし、ぜひそこは追跡調査をしながら、実際にこういうことをやったらどうかという問いかけもしながら、支援の施策を打っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、警察本部に対しての質問で、令和2年度主要施策の成果に関する報告書180ページ、奈良県警察総合情報管理システムの構築についてです。このシステム構築の進捗について、今年度で完結ですが、これをどう活用していこうとされているのか。その前に、このシステムの概要といいますか、中身がどのようなものかについて、まずお聞かせいただけますか。

○丸山刑事部長 奈良県警察総合情報管理システムは、令和元年度から予算化して構築を

進めているところであります。その内容ですが、地域で発生した犯罪や、これにつながるおそれのある前兆事案、いわゆる付きまとい、声かけ事案などについて、より詳細な分析を行うため、県警察で保有する各種データを集約し、犯罪の防止などに有効な統計と分析を効率的に行うことができるものです。

加えて、犯罪や交通事故の発生状況などを地図上に表示し、オープンソースの様々な情報とも組み合わせて、それらの見える化や予測を行う地理プロファイリングという高度な分析ができるシステムでもあります。令和2年度に引き続き、令和3年度についても予算を計上していただき、現在は令和4年4月の運用開始を目指し、今、申しました機能の実現に向け、地図情報システムの構築作業を進めているところです。

○樋口委員 これからの治安向上に向けた非常に大事なツールということだと思いますが、令和3年度、教育委員会で通学路のマップのデジタル化に取り組んでおられます。こういう動きと連動してのシステム開発を進めておられるのかどうか、いかがでしょうか。

○丸山刑事部長 当システムは令和4年4月の運用開始となれば、捜査活動に活用するほか、交通事故の発生状況のデータを共有しております。例えば通学路で発生した事案や事故のうち、必要な情報について自治体、学校等へ発信するなど、犯罪や交通事故の防止のほか、県民の安全・安心の確保に向けた活動に活用してまいりたいと考えております。

○樋口委員 システム運用の在り方として、自治体や学校へ情報提供していくということですが、今、教育委員会の動きがあつて、恐らくそこは連動しながら情報の共有等も進めておられるかと期待しているのですが、一方で作っているシステムと、もう一方で作っているシステムで、仕様が違ふと互換性がないなどの問題もあつて、せめて県庁ではその辺をそろえながらやっていただきたいというのが1つと、それと、その実際の運用面で自治体への情報発信、配信というような話もあつたのですが、特に地域レベルでの防犯への取組などを考えますと、やはり自治会などに情報が隔々まで行き渡るのが非常に大事なことで、各警察署ベースでそこからどうアプローチしていくかというようなことも含めて、情報の提供の仕方について、ぜひ考えていただきたい。

やはりこういうところに犯罪や事故の発生件数が多いというような情報を、それぞれの地域で配慮しないといけない点として、こういうことに気をつけてくださいというような情報も併せて、どのように提供していくのかについては、工夫の要るところだろうと思います。警察から、ホームページで公開していると言っても、なかなかご覧いただけないので、そういう情報の提供をしながら、その地域や学校との関係づくりが進めば、警察にと

っても非常にメリットのあることだと思いますので、ぜひうまくこれを運用していただき、地域の方々や学校の方々が喜ぶような、あるいは分かりやすい情報の提供の仕方について、ぜひ、運用までに考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○清水委員長 樋口委員、1点目ですが、市町村へのバックアップ等の検討についても全庁的な取組をお願いしたいということで、これは各部署、関係部署に対して要望することでもいいのですか。

○樋口委員 はい、ぜひ各部署に。これは、後の環境政策に関わるところでも少し言及をさせていただきたいと思っています。

○清水委員長 はい、分かりました。

○植村委員 それでは、私から大きな項目として、防災と警察に関してお聞きしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、令和2年度主要施策の成果に関する報告書20ページ、防災対策費の決算額は約5億1,800万円となっています。そのことに関して、災害、防災関係についてお聞きしたいと思います。

先日、私は熊本県議会を視察させていただき、平成28年4月に起こった熊本地震について、熊本県としての初動体制や応急対応について様々なことを熊本県危機管理防災課からレクチャーを受けてまいりました。そのことから数点質問をさせていただきたいと思います。

説明を受けた熊本県危機管理防災課の方々からは、5年ほど前の当時、奈良県からも職員が応援に来ていただいたことに感謝を述べておられました。本当に当時、助かりましたということでしたので、お伝えしておきたいと思います。

それで、そういったことを踏まえながら、本県でも様々な研究をいただいていると思うのですが、この地震を経て、奈良県地域防災計画はどのような点が大きく変わったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○中野防災統括室長 平成28年4月に起きた熊本地震の教訓等から、平成29年度に奈良県地域防災計画を見直しております。受援体制の整備、避難所における環境と運営の向上等についての課題を反映しています。

○植村委員 そうしたら少し細かくなりますが、気になる点をお聞かせいただきたいと思っています。ご答弁いただいたことも踏まえ、特に災害対応を行うための庁内体制について今回お聞きしたいと思うのですが、庁内またはそれに関連する市町村の業務継続計画（BC

P)、それと受援体制の整備について、もう少し具体的に、どのように変わったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○中野防災統括室長 まず、先に受援体制についてご答弁いたします。県は平成29年に県受援マニュアルを策定しております。あとは、避難所運営マニュアルも平成29年3月に改定しているところです。その後の取組については、市町村への支援として、令和2年3月には受援マニュアル作成ガイドラインも作成し、配付させていただいております。

BCPに関しましては、熊本地震に限らず、昨今の全国各地で自然災害が頻発しているところですので、これを踏まえ、令和3年5月に奈良県業務継続計画を改定しているところです。また、全市町村でBCPを策定済みです。

○植村委員 今お聞きさせていただきましたら、かなり改善しながらやっていただいているということで、今後も続けていただきたいと思います。その中でも非常に気になる点を熊本県でお聞かせいただいたのですが、庁内においては、やはり首長、いわゆるリーダーがリーダーシップを発揮することが非常に重要であるということです。市町村も同じですが、首長不在時の明確な代行順位、そして職員の参集体制はどのようになっているのかお聞かせください。

○中野防災統括室長 まずは首長不在時の代行順位に関しましては、奈良県地域防災計画にて規定しており、1位は防災担当の副知事、2位は危機管理監、3位は総務部長、4位は福祉医療部長と規定させていただいております。

2点目の参集体制についても、同じく奈良県地域防災計画で規定していますが、震度4で警戒配備、震度5弱で災害警戒本部、これはいわゆる危機3課で組織させていただきます。震度5強以上になりますと、災害対策本部を立ち上げまして、全職員の5分の1、震度6弱になりますと、全職員の3分の1、震度6強以上になりますと、全職員参集と規定しているところです。

○植村委員 職員の参集体制ですが、熊本県の場合、熊本地震の本震のときに12時間以内に参集できた職員が50%に満たない状況であったということでした。本県の場合は、震度6強以上のときには、体制的には5割以上は参加できるとお考えでしょうか。

○中野防災統括室長 職員の居住地域にもよるとは思うのですが、BCPの中では最大4割は参集不能になるという想定をしているところです。

○植村委員 ということは、6割が12時間以内には来られる体制にしておられるということですから、その職員の方々が来られるか来られないかという状況の中で、作戦行動が

変わってくると思いますので、その点はどうかやれば参集できるかということを確認していただきたい、努力していただきたいと思います。これは要望としておきます。

それから、このリーダーシップを発揮する、いわゆる責任者の代行順位を先ほどお聞きしました。知事が来られない場合、防災担当の副知事などになっていくということですが、大きな地震が来た場合、この方々との通信手段等は遮断されると思うのですが、そういったときの確認体制、通信体制はどのようにしておられるのかお聞かせください。

○中野防災統括室長 連絡網として公用携帯を所持しておりますので、まずはそれを用いまして、連絡を至急入れることになっていきます。

○植村委員 その公用携帯は知事、副知事に持っていていただいているということですが、通常震度6強になったとき、通信網は遮断される可能性があります。熊本県でもそうだったということでしたが、それは通じるのでしょうか。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） まず、NTTの電話で基本的には考えておりますが、当然使えない場合はございます。ただ、震度6強では、先ほど言いました参集体制は全員に周知していますので、連絡がつかなくても、全員集まってくるということが1つです。

また、仮に首長に連絡がつかない、来ないという場合につきましては、私どもが首長のいる場所にお迎えに行くことも必要によって考えております。

○植村委員 なぜそういうことを言うかということ、やはり熊本地震の経験をした中での対応の一番重要なところは、もちろんふだんからの備えですが、やはりそういった有事、災害時になったときには、リーダーシップ、いわゆる責任者が対策本部にいるかどうかが大変重要になってくるというお話をお伺いしました。通信手段については、ネットや電話、携帯電話は大体使われないとよく言われております。そういった中で、どうやって知事、副知事、代行順位に対しての通信網を確保しておくかは非常に重要になるかと思っておりますので、その点もお願いしておきたいと思っております。これも要望としておきます。

次に、本庁舎が使用不可になった場合、代替庁舎についてはどのように特定しておられるのかをお聞かせください。

○中野防災統括室長 代替庁舎につきましては、櫃原総合庁舎と郡山総合庁舎の2か所を規定しています。これは業務継続計画にて位置づけております。

○植村委員 庁舎の災害について、震度6強になったときにどのような状況になるかというのを用意、確認しておかなければいけないということを聞いておりました。というのは、

災害対策本部が立ち上がる時、現在、熊本県の場合では、その対策本部用の建物を建設中ということで、現場も見させていただいたのですが、高層階ではいけない、やはり二階建てだということをおっしゃっていました。要は、エレベーター機能が災害で使えなくなってしまった、本庁舎のエレベーターも使えなくなったとおっしゃっていて、当時は対策本部が10階ぐらいにあったというお話で、その遮断された中、エレベーターが使えない中、連絡手段で大変苦労されたという経験から、二階建てで低いところに、しかも天井などが落ちてきたり、ガラスが破片したり、割れたりといったことがないようなところを選ぶべきであろうということをお聞きしました。

次にお聞きしたいのは、先ほど樋口委員からもございましたが、電気、水道、食料の確保について、特にこの電気の施設に関して、燃料をどのように確保しているかということが重要だということで、対策本部の置かれている庁内においても、その燃料が本当に尽きてきた。そして、ガソリンスタンドなどに行こうと思っても、もう皆さんが並んでおられて確保するのに非常に苦労したということをおっしゃっていて、それ以後は増設の燃料タンク等も対策本部周辺に造っているということをおっしゃっていました。その点、燃料に関しての確保はどのようにしておられるのかお聞かせください。

○中野防災統括室長 燃料の対策については、県庁舎においては非常用発電機の燃料として3日分を備蓄しています。非常時長期停電等にも対応するために、奈良県石油商業組合と優先供給についての協定も締結させていただいていますので、そのようなことを円滑に行えるように取り組んでいるところです。

○植村委員 ぜひその見直しも、それでいけるのかどうかということも踏まえて検討いただけたらと思います。というのは、やはり燃料3日間では本当にそれがもつのか。例えば熊本県のように余震と本震が日にちが離れて起きる、1週間ほど余震が続くということになったときに、実際に3日間でもつのか。そしてそれがガソリンスタンドからこういった形態で補給して、タンクローリーで補給してもらえるのか。そういったところも心配ですので、お願いしておきたいと思います。

次に、庁内の重要な行政データのバックアップ体制について、また市町村ではそういったバックアップ体制は整えられているのかということをお聞きしたいと思います。

○中島行政・人材マネジメント課長 庁内の各課において管理している文書データなどを含む各業務システムにつきましては、統合基盤サーバーに統合しており、遠隔地において一括でバックアップを取っているところです。また、統合基盤サーバー本体とバックアッ

プは別々の遠隔地に設置することにより、災害時に備えているところです。

現在、統合基盤サーバーで管理していない業務システムもございます。今後、システムの更新時等におきまして、可能な限り集約に努めてまいりたいと考えております。

○植村委員 今、一部はかなり安心させていただいた面もあるのですが、その管理できていないところは、しっかりとやっていただきたいと思います。

それと、市町村でもそういった体制ができているのか。これも調べていただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか。

○城家デジタル戦略課長 県内全市町村の具体的なバックアップの状況について把握しているわけではございませんが、総務省から示されている地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインでは、必要に応じて定期的にバックアップを実施することとされております。全市町村でそれを参考にした情報セキュリティポリシーが策定されているものと考えております。

一方で、庁舎が被災した場合に備えた取組として、東日本大震災において被災地市町村の住民データが滅失したという経験も踏まえ、災害に強い庁舎外のデータセンターを活用する、いわゆるクラウドへの移行を、県と国で合わせて推進してきたところです。その結果、市町村の基幹システムにつきましては、39団体中36団体がクラウドへの移行を完了しております。残る団体につきましても、クラウドへの移行を引き続き促していきたいと考えております。

○植村委員 この36市町村はクラウド化されているということですが、残りの3市町村についても、できるように助言などしていただけるようお願いしておきたいと思います。

続きまして、この燃料が非常に問題になるというのは先ほども申し上げましたが、これの対策として、これは庁舎の中でもそうですし、熊本県のときもそうだったのですが、県職員の方々の働きというのが、市町村も含めてですが、この初動体制を整えることに関して大変重要だということはよく分かったので、その方々がしっかりと活動できるようにしておかなければいけない。

そして、通信網が遮断された中で行うので、機動性が非常に重要ですが、そのときにやはり必要となってくるのが公用車です。熊本県の場合、苦勞されたのは燃料がないということでした、いつも入れているガソリンスタンドへ行っても、渋滞で並んでいてガソリンがない状況であった。そういったことから、常日頃から公用車については、いつでも出動できるように満タン化をしているといったお話をお聞きしました。このいわゆる公用車の

満タン化施策についてですが、本県に関してはどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○中野防災統括室長 植村委員おっしゃるとおり、大地震が発生しますとガソリンスタンド自体が被災して、車に燃料を給油することが困難になるという可能性があると思います。県の公用車については、車の燃料の残量を逐一確認しまして、適切に給油することを呼びかけていきたいと考えております。

○植村委員 今、答弁をいただきましたが、どのようにしたら常に満タン化ができるのかということについては、もう実際にやっておられるわけですから、ちょっとした意識の高揚によってできる可能性はあると思います。私も防災上のことを考えて、燃料は半分減れば、常に満タンに入れるという形を取っています。そういったことをちゃんとシステム化してやっておくことで防げることになろうかと思っておりますので、ぜひ、しっかりとその満タン化について取り組んでいただけたらとお願いしておきたいと思っております。

最後に、そういった防災意識を持つことについて、令和2年度主要施策の成果に関する報告書21ページ、県民、または職員の方々、議員の方々にも広く防災意識を高揚させるために必要な、防災講演会を奈良県では定期的にされているわけですが、これの効果、また開催状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○中野防災統括室長 防災講演会については、令和3年2月に文化会館で開催させていただき、400人の県民の方に来場していただいております。効果ですが、アンケート調査をさせていただいており、感想としては8割以上の方に「良かった」、9割以上の方に「災害派遣活動への理解が深まった」と回答していただいております。

○植村委員 コロナ禍ではございますが、ぜひ、これを推進、開催して、広く多くの方々向けに、工夫しながらやっていただきたいと思います。

先日の総合防災対策特別委員会の質問でも、一部申し上げたことですが、奈良新聞のコメント欄に書いていただいていたのですけれども、災害は、昔は忘れた頃にやってくる。しかし、今はもう忘れる間もなくやってきている。このことは、数年前に防災講演会に私が参加させていただいたときに聞いたことで、当時の講師の方、たしか陸上自衛隊の方で東日本大震災の災害復旧に長期間にわたり指揮を執られた方の言葉でした。これが非常に印象に残っており、私も常に災害対策、防災ということに関しては意識を持っておかないといけないと感じたわけです。こういったことが防災意識の高揚に県職員または市町村、そして県民の皆さん方が常に持って、いつ来るか分からないではなく、忘れないうちにや

ってくるということを意識するためにも、こういった防災講演会は積極的に開催していただきたいと思います。

最後に、警察本部にお聞きしたいと思います。令和2年度主要施策の成果に関する報告書178ページに関連して、奈良県の自殺者数の現状についてお聞きしたいと思います。今年の3月16日付の日本経済新聞の記事によりますと、警察庁と厚生労働省がこの3月16日に発表した2020年の自殺者数は、リーマンショック後の2009年以来、11年ぶりに増加した。特に女性や若年層の自殺が増えており、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、経済的な苦境に追い込まれたり、また、孤立に陥ったりする人が増えていると見られているということでした。さらに、この2020年に関しては、コロナ禍で日常生活が一変し、そして政府が言うには、他人との接点が少なくなって孤独を感じたり、社会的、経済的に孤立したりする人が増えたことが自殺者増の原因の一つになっていると見えて、この対策強化に乗り出すと書いてありました。

そこで、警察本部で調べていただいた資料では、この奈良県の直近1年間の傾向として、昨年の夏ぐらいから全国的にも上がっているということはお聞きしていて、緊急事態宣言が発令された頃から上がっているともお聞きしているのです。この全国、または本県に関しての直近1年間の傾向についてお聞かせいただきたいと思います。

○山崎生活安全部長 直近1年間の自殺者数の実態についてですが、令和2年10月から令和3年9月までの自殺者の総数は216人です。1年前の令和元年10月から令和2年9月までの自殺者の総数が196人であることから、20人増加したことになります。また、2年前の平成30年10月から令和元年9月までの1年間の自殺者の総数は226人であることから、10人減少したことになります。

○植村委員 この内容の内訳や、いろいろな理由などもお聞きしたいと思うのですが、これは管轄が違うと思いますので、福祉医療部に傾向などをお聞きしたいと思います。奈良県は今までも自殺者数が本当に少ないということで頑張っていたいただいていたと思うのですが、そのような中でもやはり、前年比で増加傾向にあるということを考えると、全国の状況も踏まえながら、対策になお一層取り組んでいただきたいと思いますので、これはまた要望にしておきたいと思います。

○小林（照）委員 初めに、人件費マイナス4億円についてお尋ねしたいと思います。

2020年度決算で人件費が2019年度比較で4億1,000万円減少しております。この減少は、定数減と給与抑制措置によるとなっておりますが、昨年、会計年度任用職員が

増えたこともその一因かと考えられます。今、地方自治体におきまして、専門的知識や技能が必要とされる職種でも会計年度任用職員が拡大しております。例えば看護師や教師、保育士です。その職員によって公務、公共サービスが支えられております。非正規職員というか、会計年度任用職員は低い労働条件と不安定な雇用に置かれており、この職員への置き換えが進む最大の理由が人件費の減、圧縮だと思えます。自治体におけるこうした会計年度任用職員の増加は低賃金と不安定なワーキングプアの増大に直結していると思えます。

それで、お尋ねしたいのは、奈良県の職員数に占める会計年度任用職員数の割合について、まずお聞きいたします。

○中島行政・人材マネジメント課長 本県におきましては令和2年3月に策定した「奈良県の力」底上げプログラムにおいて定員管理計画を定めております。この中で、会計年度任用職員につきましては常勤職員と会計年度任用職員の総人数に占める会計年度任用職員数の割合を令和5年4月において20%未満を維持することと定めており、これによりますと、令和3年9月時点では18.7%となっております。

○小林（照）委員 全国的にも今5人に1人が非正規雇用と言われております。

それで、この次にお尋ねしたいのは、9月に職員の採用募集があつて、総合職としては56人程度で、資格職として薬剤師が4名程度募集されておりました。そこで、県の職員の採用におきまして、資格職と資格等を要件としている職種はどのようなものがありますか。また、資格職の要件はどのようなものでしょうか。

○中野人事課長 まず、職員の採用において資格等を要件として採用させていただいている職種についてはたくさんございますが、主には医療系ですと、医師、看護師、保健師、薬剤師、獣医師などがございます。福祉の分野ですと、保育士、精神保健福祉相談員、管理栄養士、心理判定員、児童福祉司などがございます。ほかの分野でも、図書館や学校図書室にお勤めいただいている司書、あるいは博物館等の学芸員、文化財建造物技師、宮大工などもございます。

それぞれの資格の内容については様々ですが、大きく分類しますと4つに体系が分かります。法令に基づく免許を有するものを要件としているものは、医師免許や看護師免許などを求めている医師、看護師、薬剤師、獣医師、保健師、管理栄養士といったところです。2つ目は、法令に基づく資格試験に合格していることを要件とさせていただいているものがあり、保育士や精神保健福祉相談員、児童福祉司といったものです。3つ目としては、

大学などでの専門課程の修了や、特定科目の履修、単位取得を要件としているようなものもあり、心理判定員、司書、学芸員などがそれに当たります。

もう一つ、業務経験、経験を要件としている職種もございまして、先ほど申し上げた一般的には宮大工というイメージのものですが、文化財建造物技師などがございます。

○小林（照）委員 具体的なことを言いますと、社会福祉士を専門職として採用していただきたいと思っているのです。今の中に入っていなかったと思うのですが、実は生活保護のケースワーク業務に関わるケースワーカー、そして奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例に基づいて配置された障害者相談員、それから奈良県は今、福祉の奈良モデル構築に欠かせないということで、コミュニティソーシャルワーカーなどの専門的知識や技能がある人が求められているのですが、先ほど精神保健福祉士はありましたが、社会福祉士はなかったのではないかと思います。こうした職場には、ぜひ専門職として採用をしていただきたい。そして、正規職員としての待遇が必要だと思えます。

そのほか様々な分野でもあると思いますが、これからは相談業務に関わる窓口の方というのは、それぞれ専門的な技能とか、そういうものが必要になってきますので、その辺もぜひ今後の課題にしていきたいと思っています。

次にお尋ねしたいのは、現状の職員定数が続く中で、コロナ禍以前から県庁職員の超過勤務が常態化していましたが、新型コロナウイルス感染症の対応により保健所の保健師をはじめ、その他の職場も大変な業務量となっていました。5年前には奈良県は過労死者を出しており、二度とこのようなことがあってはならないと思います。労働安全衛生法では、月100時間を超える、または直近2～6か月平均80時間を超える人には産業医の面接を義務づけていますが、2020年度にその人と、そして希望をした人など過重労働対策として産業医との面談をした職員についてお聞きしたところ、132人いたと聞いております。それで、その部局別の内訳がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○三宅総務厚生センター所長 令和2年度の過重労働の産業医面談は、延べ132人いるのですが、その部局ごとの内訳は、総務部が40人、それから福祉医療部が22人、それから食と農の振興部が20人、県土マネジメント部が34人などとなっております。

○小林（照）委員 やはり福祉医療部だけではなくて、各部局にわたってこのような長時間労働といいますか、過労死寸前とも言っている状態の方がいらっしゃるということです。コロナ禍で身を削るように頑張っておられる職員の皆さんの頑張りに応える一番の対策は、人を増やすことだと思います。自治体の職員は、27年間削減され続けてきました。総務

省自治行政局公務員部給与能率推進室の地方公共団体定員管理調査によりますと、奈良県の職員は2005年度には1万9,497人でしたが、2020年には1万6,525人で、2,972人、約3,000人が減少しております。

それで、お尋ねしたいのは、3年ごとに県がつくっている定員管理計画については、不測の事態等による業務量の増加があってもゆとりを持って対応できるように見直していくべきだと考えますが、どうでしょうか。

○中島行政・人材マネジメント課長 本県の定員管理計画につきましては、先ほど会計年度任用職員の数のところでも触れましたが、その中に常勤職員についても触れております。この定員管理計画において持続可能な財政運営の維持にも留意しつつ、今後の人口減少を見据えたものとして常勤職員については現状の定員を上限とするとしております。行政におきましては、最小の経費で最大の効果を上げる要請を受けているところであり、限られた人員の中で質のよい行政サービスを提供するとともに、所属間での超過勤務の偏在を少なくすることも念頭に、組織や各所属の定員の見直しを毎年行っているところです。

また、働き方改革の取組として、退勤管理の徹底を継続するとともに、事務事業の優先順位をつけるなど、管理職のマネジメント力の向上を図ること、そして業務フローの抜本的な見直し、ICTを活用した業務の自動化、効率化など、業務管理改善に取り組んでいるところであり、これらの取組を通じて超過勤務の縮減にも努めているところです。

今後も様々な行政需要の変化にも対応するため、現状の定員を上限としつつ、部局横断的な課題にも対応できる柔軟で横断的な組織体制を目指してまいりたいと考えております。

○小林（照）委員 私はその定員の上限の見直しをしていただきたいと思ったのです。そして、非正規職員への置き換えといえますか、会計年度任用職員への置き換えをこれ以上進めるのではなくて、正規職員を増やしていただきたいと思っています。

そういう人件費の減というのはこうした定数減と、そして賃金抑制、今年もまたボーナスの引下げが人事委員会より勧告されていますが、昨年もあった状態で、人件費の減は職員の犠牲によるものだと思っております。これは意見を述べておきます。

次の問題でお尋ねいたします。ファシリティマネジメント推進事業についてです。国は自治体の公共施設の老朽化による解体撤去事業に関する調査を行って、財政運営と絡ませて、単に老朽化の状況だけではなくて、人口動態に合わせて公共施設の縮減を図っていくということを求めてきており、今、県が取り組んでいる県有資産の有効活用、すなわち低未利用資産の活用の検討も、こうした観点から進められていると思います。

それでお尋ねしたいのは、県が所有する未利用資産の活用の検討に当たり、地元住民から要望があった案件や、要望に基づいて市町村との協議を行った案件は何件あったのでしょうか。また、それらの要望に対してどのように県は対応されたのでしょうか。お尋ねいたします。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 未利用資産の活用について、地元の住民の方などから要望のあった案件の件数ですが、明確ではありませんが、私どもで把握しているものは7件程度でした。

それにどのように対応されたかという続いてのお尋ねですが、要望の内容は様々ですので、それが県で実施すべきものであるのかどうか、個別のその要望の案件ごとにその都度、要望の内容を見させていただいて判断しているところです。

○小林（照）委員 具体的なことで次の質問をしたいと思います。

私が日々の生活での様々な問題で、住民の皆さんと出会いがある西奈良地域で、旧奈良工業高等学校跡地と西奈良県民センターの跡地をめぐり、周辺の自治会、そして住民の要望と運動が広がって、これは今もずっと継続されています。広い奈良工業高等学校跡地につきましては、周辺の皆さんが災害時に避難もできる防災公園を求められ、県は一旦奈良市に活用を求められましたが、財政問題が起こって白紙に戻っている状態です。西奈良県民センターの跡地につきましては、災害時の避難場所や地域住民の交流を深める場としての活用を、住民の方は繰り返し求めてきました。

そして、過日の総務警察委員会で山村委員が、近隣住民の意見、要望を踏まえて検討してほしいと求めたことに対して、当時の総務部長から、近隣の方々の中にも専門家の方もいらっしゃるという聞いており、そういう方も含めて住民の方々の跡地に対する期待や提案を大切に考えていきたいという答弁がありまして、住民の皆さんは本当に大変期待されました。ところが、その3か月後の7月には、県はもうその土地の売却の方針を決めております。2021年度予算にも売却の予算が計上されました。今、住民の皆さんの怒りが収まっておりません。県に対する不信が広がっております。

それで、お尋ねしたいのは、未利用資産の活用に当たっての検討は、この総務部長の答弁にありましたように、地元住民の要望を踏まえた丁寧な協議を市町村や関係者、そして住民との協議を積み重ねていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 今、具体の例も挙げられましたが、地元の方々から要望があった場合は、その都度その要望の内容を確認しまして、対応を検討することと

なります。その要望の内容が、広域的な自治体である県が実施すべき事業であるのか、あるいは基礎的な自治体である市町村が実施すべき事業であるのかをまず判断することになると考えております。

この上で、県が事業を実施しないと判断した場合には、地元の市町村に、今回の場合は奈良市ですが、当該資産の活用の意向について確認することとしております。その市町村に対してはきちんと寄せられた要望の内容をお伝えしていますので、こういったことも踏まえて、市町村におかれては事業実施の必要性を慎重に判断、検討された上で、県に回答を寄せられるという流れになっています。

このように、以上のような協議のプロセスを経て、県でも市町村でも事業を実施しないとなった場合には、そもそも未利用資産ですが、貴重な県の資産でありますので、入札によって公平に競争していただいて、できるだけ高額で売却することによって県の将来の投資のための財源としていると、このように順次段階を経て進めているところです。

○小林（照）委員 最後は意見を言うておきます。今、このように奈良県は公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設の統廃合、再配置を決めていっているのですが、施設の有効活用を進めるに当たって、公共施設とは何かという原点に立ち返っていただきたいと思えます。公営住宅、学校、社会福祉施設、庁舎など、みんな自治体と住民の共同の資産、財産です。同じ社会に暮らす住民の人たちがお互いに認識して理解し合い、互いのことを考えて、健全に、この地域を発展させていくという役割をしております。

地域社会を安定的に充足、持続させていくことは、自治体の最も大切な役割ですし、自治体はそれを保障しなければならないと思えます。先ほどの例ですと、総務部長答弁のあった後すぐ3か月後に売却を決めているという状態です。未利用資産の活用の検討はこれからも進められますが、住民や地域、市町村から要望のあるものについては、よくその意見を聞いて、交流、協議する場を丁寧につくっていただくことを重ねて求めておきたいと思えます。

○森山委員 私からは警察本部に1点質問させていただきたいと思えます。

いわゆる迷惑防止条例、正式には公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例という名称ですが、この条例が奈良県で制定されてから数年たちます。私は痴漢行為などを含む卑わいな行為というのは法律で捕まえることができると思っていました。法律で網羅されていないところを奈良県の条例で網羅しているので、条例が大切になってくると思えます。

奈良県の当該条例は、主に公共の場所や乗り物を対象にしていますので、卑わいな行為などに及んだ容疑者について、たとえ証拠があっても、本県ではこの条例によって検挙できないことがあると聞き及んでおります。例えば盗聴や盗撮などの行為がありますが、こういう機械はなかなか手に入らないと思っていましたけれども、今では簡単に手に入れることができる時代になっており、その上で盗撮された写真や動画をSNS等で投稿されたら、すぐに不特定に拡散されていくような時代になっています。

本県の条例について、公共の空間に限らず、例えば子どもも通う習い事教室のような場所でそういう犯行が行われたとしても検挙できないものであったら、改正する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○山崎生活安全部長 現行の奈良県の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例で、いわゆる盗撮行為につきましては、「公共の場所及び公共の乗物並びに人が着衣等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所において行うこと」を禁止しています。奈良県下では条例違反にならない場所があることは承知しております。現在、条例改正に向けた作業を進めているところです。

○森山委員 奈良県に住んでいる人でも、習い事教室には、大阪に通う人、奈良県内で通う人がいますが、同じ習い事教室の場所でそういう行為が起きたときに、大阪で起きたときには捕まえることができるのに、奈良県では捕まえることができないということが現にあるそうです。人数の多いところでは、そういう犯行は早くからあったから、それに対応するように改正されてきていると思うのですが、奈良県は平和というか、そういうことがまだあまり大きく起こらなかったのも、今までの条例で対応できていたと思います。けれども、そういうことで苦しんでいる人がいるということを知りました。そういう被害を受けた方の不安を和らげるためにも、また本県が目指している日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現のためにも、公共の場所でなくても容疑者を検挙できるように早期の改正をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○阪口委員 警察本部に2点質問いたします。

1点目は、生駒市立壱分小学校の通学路の横断歩道の新設の件についてです。壱分小学校の校長の意向を受け、自治会長から私に横断歩道の設置について協力してくれという依頼がございまして、現場を視察し、また、校長の意向も聞き取りいたしました。

そして、交通規制課の担当者の方に早急な設置を要望しまして、課の方には実際にすぐに見に行っていて、ただカーブがあるので、そこに横断歩道をつけるのは難しいと

いうことでした。交通安全、登下校の安全は国も力を入れていることですので、8月11日に県警察本部の交通規制課の方と生駒警察署の方、学校長、生駒市の担当課、生駒市教育委員会、それから私も立ち会いました。1時間半、暑い中、警察の方も、どこに設置すべきかということで検討していただいたわけです。専門的なことは分かりませんが、その後どうなったのか、進捗をお聞きしたいと思います。

○松浦交通部長 お尋ねの生駒市立壱分小学校東側の通学路への横断歩道設置要望を受け、阪口委員おっしゃいましたように、県警察では交通量などの交通実態、道路構造等について調査を行いました。その結果、当該場所を学童40人が渡って通学しており、通勤の車なども通行しています。子どもの安全確保が必要な箇所と認識いたします。

そこで、先ほどお話がありましたように、8月11日に地元自治会長等の参加もいただいて、道路管理者や学校関係者と現場において協議を行いました。まず、横断歩道の設置場所は川を挟んで6本の道路が集まる交差点の中にある上、見通しの悪い下り坂のカーブの出口であるために歩行者の発見が遅れることから危険である旨を説明して、ご理解を得たところです。このように、道路形状等が複雑なこともあり、横断歩道の設置場所、道路や河川の整備、通学路の変更等について、引き続き協議を進めることとし、各担当者が持ち帰って検討しているところです。

なお、今月20日に再度現場において協議を行う予定であり、河川を管理する部署にも参加いただけることとなっております。私も先週、現場を確認いたしました。自分の目で見ると、ハード、ソフトの両面から有効な対策が取られますよう広い視点で検討するように指示しております。いずれにしても、安全対策上、必要な措置をしっかりと抽出し、関係機関等と連携を密にして取り組んでまいります。

○阪口委員 県警察本部などが敏速に動いていただいていると評価していることと、お礼を申し上げたいという気もあって、本日質問いたしました。ありがとうございます。よろしく願います。

もう1点は、運転免許の取消しのことに関する質問です。これは予算審査特別委員会で、川口（正）委員が1時間ぐらい質問されたと思いますし、また9月30日には総務警察委員会で山本委員が質問しております。創生奈良会派としては、その警察本部の答弁等も受けて、会派で会議もしまして、決算審査特別委員会でもう一度質問をしてみたら、警察本部の解釈等の違いも出てきて、前向きな答弁が聞けるかもしれないという気を持って質問いたします。

人助けでユンボを動かし、救助のために行かれた方が、2年間の免許取消しになっているわけです。実際、ユンボを動かして免許取消しになるのかと、私たちは疑問に思うわけですが、まずその法的根拠をお聞きしたいと思います。

○松浦交通部長 1点は、そのユンボを運転されて、無免許に当たるかということでしょうか。

○阪口委員 はい。

○松浦交通部長 少しだけ時間をいただき、申し訳ございません。個別の回答は差し控えさせていただきますが、道路交通法では、何人も公安委員会の運転免許を受けないで自動車または原動機付自転車を運転してはならないということで、無免許運転を禁止する規定がございます。

無免許運転で免許取消しとなる根拠についてですが、これは道路交通法や道路交通法施行規則に運転免許の点数制度が定められており、無免許運転については免許取消しの基準である15点を超える25点の違反行為とされております。これにつきましては、酒気帯び運転や過労運転、妨害運転等と同等の点数となっております。

人助けということで、取消しというのはどうなのかということだと思うのですが、処分を免じたり、軽減できないかということにつきましては、取消しなどの運転免許の行政処分につきましては、災害や急患往診、傷病人の搬送などで緊急を要し、当該違反行為以外に他の方法がなく、かつやむを得ずにした場合などを除き、免じたり軽減されるものではないものと承知しております。

○阪口委員 そうしましたら、ユンボ等を道路で運転して、取消しになった事例というのは全国でどれぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○松浦交通部長 全国での統計を取っていないということで、承知しております。

○阪口委員 こういうケースで罰金や始末書で済んだ方もおられるという情報提供もあるのですが、そういうケースもあるのかないのか、お聞きしたいと思います。情報提供なので、そこは確実、正確かは分かりませんので、反論もあればお願いしたいと思います。

○松浦交通部長 阪口委員のおっしゃっていることについては、当方では承知しておりません。

○阪口委員 慈善事業をして、ユンボは大型特殊自動車に該当するんですかね、そういう意味で、免許取消しになって、普通の仕事もできない。そして、生活に支障を来しているということです。道路交通法に違反すればそれなりの処罰があるわけですが、処罰が拡大

解釈されたり、それをすることで違法性も伴うかも分かりませんので、私たちの会派としては拡大解釈されて厳正に処罰されているという気を持っているわけですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○松浦交通部長 先ほども申しましたように、処分を免じたり軽減できないのかということについては、災害や急患往診、傷病人の搬送などで緊急を要して当該違反行為以外に他の方法がなく、やむを得ずした場合などを除いて、免じたり減輕されるものではないと認識しております。

○阪口委員 もう一回そこを聞いても堂々巡りになりますので、もう少し具体的に聞きますと、ユンボは、道路運送車両法施行規則の大型特殊自動車のショベル・ローダに該当するということですか。

○松浦交通部長 阪口委員おっしゃったとおり、カタピラを有する掘削するための油圧ショベルについては道路運送車両法及びその下位法令においてショベル・ローダに該当し、車体の大きさや構造等から大型特殊自動車または小型特殊自動車のいずれかに分類されるものと承知しております。

○阪口委員 そういうところで処罰されたかと思うのですが、このユンボがショベル・ローダに該当するののかについても私たちは異論がありまして、決してそこに該当しないのではないかという気も持っているわけです。そこは専門ではないので、これ以上申し上げることはいたしません。

この処罰について、最終的には公安委員会にも諮っておられるのか、おられないのか、お聞きしたいと思います。

○山口警務部長 公安委員にも確認させていただいております。

○阪口委員 今、少し聞き取りにくかったので、申し訳ない、もう一度お願いできますか。

○山口警務部長 公安委員に最終的に内容を確認させていただいて、ご了解をいただいているところです。

○阪口委員 罰金を与えられた、違反した方が、調書についても、故意に本人の意向を無視して作られて、判を押したということもお聞きするのですが、その辺についても検討されて、警察や公安委員が最終的に了解されたと理解していいのでしょうか。調書について分かれば見解をお聞きしたい。

○丸山刑事部長 供述調書に関しましては刑事部の所管となりますので、私からお答えさせていただきます。

刑事訴訟法などに記載、規定されているとおり、被疑者には必ず供述調書に記載の内容を閲覧または読み聞かせしております。被疑者の記憶や意思に反する内容が記載されていれば、その内容を訂正することになっております。したがって、被疑者が言っていないような内容が供述調書に記載されることはないと考えております。

○**阪口委員** これが最後の発言になりますが、私たちはユンボはショベル・ローダに該当しないのではないかという見解を持っていることと、あとこの方は善意のためにユンボを動かされて2年間の免許取消しになって、生活にも困窮を来しているということです。公安委員会にも諮っているということです。創生奈良会派としては、やはり公安委員の任命の同意についてはできかねるという見解を現在持っております。

○**岩田委員** 関連で教えてほしいのですが、カタピラの作業車と私が理解しているのは、パワーショベルや、タイヤショベルなどで、タイヤがついていて路上を走るものが大型特殊免許だと思って、私も講習を受けて持っているわけですが、カタピラの作業車は一般に持っている免許証と関係あるのですか。それを教えてください。一番の問題はそれで、書いてあるものばかり読んではいけません。

○**松浦交通部長** 道路交通法及びその下位法令において、カタピラを有する自動車は、車体の大きさや構造等から大型特殊自動車または小型自動車のいずれかに分類しているところでは。

○**岩田委員** 工事現場でカタピラのパワーショベルや、ローラーショベルなども、大型特殊免許を持っていなければ、乗れないのですか。私たちが聞いているのと少し違うのですが。

○**松浦交通部長** 道路上で走行する場合はということです。

○**岩田委員** そうしたら、道路上であればカタピラであっても、大型特殊免許は要するということですか。その辺ははっきり教えてください。

○**松浦交通部長** 道路上で走る場合は免許が必要となります。

○**岩田委員** それで合っているのだったら、私は聞いているだけだから、結構です。

○**清水委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは、総括の確認をさせていただきたいと思います。

先ほど質問をいただいた中で、総括項目に上げられる質問がございましたら申出をしていただきたいと思いますと思うのですが、ございませんか。

はい、分かりました。

ほかに質疑がなければ、これをもって歳入、総務部及び警察本部の審査を終わります。

午後1時から文化・教育・くらし創造部、こども・女性局及び教育委員会の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

11:40 休憩